

安全保障理事会決議 1883 (2009)

2009年8月7日、安全保障理事会第6179回会合にて採択

安全保障理事会は、

イラクに関する従前の関連諸決議、とりわけ2003年8月14日の1500(2003)、2004年6月8日の1546(2004)、2004年8月12日の1557(2004)、2005年8月11日の1619(2005)、2006年8月10日の1700(2006)、2007年8月10日の1770(2007) および2008年8月7日の1830(2008)を想起し、

イラクの独立、主権、統一および領土保全を再確認し、

イラク人民、当該地域および国際社会にとっての、イラクの安定と安全の重要性を強調し、

民主化および法の支配を強化し、治安と公的秩序を改善しまた全土にわたるテロリズムと党派の暴力と戦うためにイラク政府により為された重要な取組を賞賛し、法の支配および人権への尊重を基礎とする安全な、安定した、連邦制の、統一された且つ民主的な国家をつくるイラク人民および政府の取組について彼らに対する安保理の支持をくり返し表明し、

政治上および治安上の協力した努力を通して達成されたイラクにおける治安状況の改善を歓迎し、イラクにおいてはいまだに治安への挑戦が存在していることおよび有意義な政治対話および国民的統一を通して改善が継続的になされることが必要であることを強調し、

政治過程および包括的な政治対話に参加し、緊張を悪化させる声明や行動を自制し、資源の分配に関する包括的解決に到達し、且つ、国内の境界紛争の公平且つ公正な解決を手がけ国の統一に向けて活動することがイラクに於ける全てのコミュニティにとって必要であることを強調し、

民主的機構を強化し、包括的政治対話と国民的和解を推進し、地域的な対話を促進し、難民および国内避難民を含む脆弱な集団を援助し、ジェンダーの平等を強化し、人権の保護を促進し並びに司法および法改革を促進するイラク人民と政府に助言し、支持し且つ支援している国際連合、とりわけ国際連合イラク支援ミッション (UNAMI) の重要性を再確認し、これらの目標を達成するためイラク人民および政府に優先して助言、支持および支援している国際連合、とりわけ UNAMI の重要性を強調し、

2009年1月のイラクの地方選挙および2009年7月のクルド地域政府選挙を成功裏に実施するためおよび2010年1月のイラク国民議会選挙に向けた過程の開発における独立選挙管理委員会およびイラク政府を支援する UNAMI の努力を強調し、また、独立選挙管理委員会が透明、公平且つ独立であることの重要性を強調し、

イラクにおいて人権が挑戦を受けていることに懸念を表明し、これに関連してこれらの挑戦に対処することの重要性を強調し、イラク政府に対し、人権独立高等委員会を支持する追加的措置を考慮するこ

とを促し、

イラク人民が直面している人道問題にも懸念を表明し、これらの問題に対処するため調整された対応を続けることおよび適切な資源を提供することの必要性を強調し、

イラク政府の主権を強調し、また全ての当事者が引き続き、子ども、女性および宗教的および民族的少数者集団の構成員を含む影響を受けた市民の保護を確保するためにあらゆる可能な措置をとり且つその様式を発展させ、また難民および国内避難民の自発的で、安全で、尊厳のあるそして持続的な帰還を導く条件を創設すべきことを再確認し、国内避難民の救援のためのイラク政府の取組を歓迎し、国内避難民および難民のための継続的努力を奨励し、並びに、その職務権限に基づき、UNAMI と調整して、イラク政府に対し助言および支援を提供する、国際連合難民高等弁務官事務所の重要な役割に留意し、

UNAMI に児童保護助言者の任命を通してを含む、適切な、安全保障理事会決議 1882 (2009) の履行の重要性を強調し、

ジュネーブ諸条約およびハーグ諸規則を含む国際人道法に規定されているような、支援を必要としている全ての人々への人道活動要員の支障のない十分なアクセスを容認し、および、可能な限り、その活動に必要な全ての設備を利用可能にし、並びに人道活動要員と国際連合およびその関連要員並びに彼らの資産の安全と移動の自由を促進することを、全ての関係者に促し、

前 SRSG のスタッフアン・デ・ミストゥラの貢献と UNAMI での強い指導力に対し謝意を表し

新しいイラク特別代表としての、2009 年 7 月 7 日のアド・メルケルトの事務総長の任命を歓迎し、

イラクにおける全ての国連職員に対し、彼らの勇敢且つ疲れを知らぬ努力について、深い感謝の念を表明し

1. この決議の日付から 12 か月の期間の間、国際連合イラク支援ミッション (UNAMI) の職務権限を、延長することを決定する。
2. 事務総長特別代表および UNAMI が、イラク政府の要請に基づき、且つ 2009 年 7 月 29 日のイラク外務大臣発事務総長宛書簡 (S/2009/375, 付属文書) を考慮に入れ、決議 1770 (2007) と 1830 (2008) で定められた拡張された職務権限を引き続き遂行することを更に決定する。
3. 国連要員の安全は、イラク人民のための UNAMI の活動を実施するために UNAMI にとって必要不可欠であることを認識し、イラクにおける国連の現地関与に対して安全および物流支援を引き続き提供することをイラク政府およびその他の加盟国に求める。
4. UNAMI に対する資金、物流および安全上の資源の提供、並びに、UNAMI の任務を遂行するのに

必要な支援についての加盟国の貢献を歓迎し、且つ、それらの資源および支援を UNAMI に提供し続けることを加盟国に求める。

5. イラク政府の要請があれば、12 か月後に若しくはそれより早く、UNAMI の職務権限を再検討する安保理の意図を表明する。
6. 事務総長に対し、UNAMI の全ての責務の遂行に向けての進捗状況について、四半期毎に安保理に報告することを、要請する。
7. この問題に引き続き取り組むことを決定する。